

大字部分 修正あり

保護 様

令和 8 年 5 月 2 5 日

大阪市教育委員会
大阪市立みどり小学校
校長 栗田 博司

非常変災時の措置の改定について

令和 8 年 5 月 29 日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置付けられます。

つきましては、次のとおり、これまでの非常変災時等の措置の一部を改定しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までには、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、大阪府において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごと)に発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる)

イ 大阪市(大阪市長)より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル 3 (高齢者等避難)」・「警戒レベル 4 (全員避難)」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪府HP (発令した場合、トップ画面に表示されます)
- おおさか防災ネット (メール登録もできます)
- 大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

- 防災スマホカー (発令した場合、放送が流れます)
- 緊急速報メール (受信できない機種もあります)
- ※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。
- ※登録等の設定は必要ありません。

「大阪880万人訓練」と同様の
放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。